

福島第一原子力発電所事故の影響に伴う肉用牛の安全対策 に関する国への要請書

東京電力福島第一原子力発電所事故後に収集された高濃度の放射性セシウムに汚染された稲わらが、福島県を始め各地の畜産農家の肉用牛に与えられ、これによる汚染された牛肉が流通ルートに乗って多くの都道府県で販売されて消費者の元に届いていることが判明した。

国は、このような重大事態に対し、汚染稲わらを餌として与えた牛の個体識別番号の公表や広範囲にわたるモニタリング検査、福島県肉用牛の出荷制限等を実施し、各自治体においても、畜産農家に対して当該稲わらの使用自粛要請や状況把握のための全県調査を実施するなどの応急対策を進めている。

今回の被害に対しては、生産者農家も消費者も同等に食の安全・安心に大きな不安を抱いており、被害の実態が更に拡大する様相であることから、国においてはそもそもの原因が国の原子力発電所の安全対策に帰することを深く認識し、責任を持って次の事項を実現することを強く要請する。

1 消費者の安全・安心の確保

消費者が安心して国産牛を消費できるよう、国の責任によりモニタリング体制を一層強化し、放射性物質の徹底した検査を行い汚染された牛肉を流通させない体制を構築すること。更に、消費者への情報の公表基準の統一化を図り、適切で正確な情報提供を行うとともに、市場に流通する汚染された牛肉全ての買い上げを行うこと。

2 畜産農家に対する支援の強化

出荷制限に係る牛の全頭買い上げや代替飼料の確保、経営的打撃を被った畜産農家に対する肉用牛肥育経営安定特別対策事業の拡充、無利子無担保融資制度の創設による資金繰りへの支援等、経営が維持できるよう畜産農家に対する万全な支援を行うこと。また、早急に出荷制限解除のルールの明確化を図ること。

3 農畜産業・小売業等の振興対策の強化

今回の事態で生じている風評の一掃を図るとともに、多大な経営的打撃を被った農畜産業及び卸・小売業、飲食業に至る流通ルートの関係者に対し、営業被害に対する損害賠償に誠実に対処すること。また、稲わら等汚染物質の管理・処分方法について早急に明確な方針を示し、汚染稲わらを与えられた牛の糞尿から製造される堆肥の利用などによる二次被害についても、国は十分な対応を図ること。

平成23年7月22日

全国知事会